

かると

児童扶養手当制度が改正されます

母子家庭などに支給されている児童扶養手当制度が今年の8月から改正されました。

現在は、収入に応じて、月額4万2千370円の全部支給と月額2万8千350円の一部支給ですが、今回の改正では、全部支給と一部支給の所得の限度額が変わり、一部支給の手当額については、所得に応じてきめ細かく定められました。

改正内容
所得制限限度額と手当額

所得の限度額は、母と子ども1人の母子世帯を例にとると、収入が130万円（「所得」で、57万円）未満の場合は、全部支給額が支給され、収入が130万円以上で365万円未満（「所得」で、57万円以上で230万円未満）の場合には、一部支給額が支給されます。また、支給額（月額）は、全部支給はこれまでと同じ4万2千370円ですが、一部支給は、所得に応じて、4万2千360円から1万円まで、10円きざみで額が定められます。

所得の範囲など
児童扶養手当を請求する者が母親の場合には、所得の範囲が次のように変わりますので、ご留

意ください（養育者については、従来どおりです）。

- 母がその監護する児童の父から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品などについて、その金額の80%（1円未満は四捨五入）が所得として取り扱われます
- 従来、収入から控除していた寡婦控除、寡婦特別加算は控除しないこととなります。また、請求者が特別障害者控除を受けている場合、収入から控除できる額が35万円から40万円に引き上げられます（これは母と養育者の両方に適用されます）

制度改正に伴う配慮

今回の改正が、生活に与える影響を緩和する観点から、現在、児童扶養手当を受給している方で今回の改正により手当額が減額となる方を対象に新たな無利子の貸付金（特別児童扶養資金）が設けられました。

実施時期 今回の改正は、今年の8月から実施され、手当の実際の支払いは、8月分から11月分までの4カ月分をまとめて12月支給分からとなります。また、毎年の現況届などの記載事項も変わります

詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ 児童家庭課

(☎ 85 5 6 3 4)

IT講習会

参加者募集

9月のIT講習会 受講者募集

講番	座号	講座区分	開催日	時間	場所	定員
A-9		文書作成	9月5日(木) ～6日(金)	10:30～17:30	市立図書館	20
A-10		インターネット	9月18日(水) ～19日(木)	10:30～17:30	市立図書館	20
E-5		インターネット	9月28日(土) ～29日(日)	9:30～16:30	婦人センター	20

講習内容

インターネット講座...パソコンの基本操作、インターネットや電子メールの利用などの基本的な技能
文書作成講座...ワープロソフトワード2000を使用した文書作成の基礎
各講座とも12時間程度です。

対象

インターネット講座...市内に居住する20歳以上でパソコン操作の未経験者・初心者の方
文書作成講座...市内に居住する20歳以上で、IT講習会を受講済みの方が、キーボードやマウスを操作できる方
受講料 無料（テキストは当日会場でお貸しします）

申込方法 市役所総合案内、各支所、登別市地域情報センター、各会場に備え付けの申込用紙に必要事項を記入の上、提出してください

申込期間 8月1日(木)～15日(木)

希望者多数の場合は抽選を行います。いずれの講座も初めて受講される方を優先します。

結果につきましては8月22日(木)ころまでに全員に郵送でお知らせします。

問い合わせ

情報推進課（情報政策）

(☎ 85 5 1 0 9)